議案第６号

明石市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定のこと

明石市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和５年２月２１日提出

明石市長　　泉　　房　　穂

明石市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（明石市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　明石市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２９年条例第４４号）の一部を次のように改正する。

改　　正	現　　行
（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）	（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）
第７条　児童福祉施設の設置者は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。	第７条　児童福祉施設の設置者は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。
（削　る）	（新　設）
２　前項の規定は、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。	
第８条～第９条　（略）	第８条～第９条　（略）
（運営基準）	（運営基準）
第10条　（略）	第10条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　児童福祉施設の設置者又は長は、その運営に当たっては、前２項に定めるほか、次に掲げる事項について規則で定める基準に従わなければならない。	３　児童福祉施設の設置者又は長は、その運営に当たっては、前２項に定めるほか、次に掲げる事項について規則で定める基準に従わなければならない。
（１）　安全計画の策定等	（新　設）
（２）　自動車を運行する場合の所在の確認	（新　設）
（３）　（略）	（１）　（略）
（４）　（略）	（１）の２　（略）
（５）　（略）	（２）　（略）
（６）　（略）	（３）　（略）
（７）　（略）	（４）　（略）
（８）　（略）	（５）　（略）
（９）　（略）	（６）　（略）

(10)　（略）	(7)　（略）
(11)　（略）	(8)　（略）
(12)　（略）	(9)　（略）
(13)　（略）	(10)　（略）
(14)　（略）	(11)　（略）
(15)　（略）	(12)　（略）
(16)　（略）	(13)　（略）
(17)　（略）	(14)　（略）
(18)　（略）	(15)　（略）
(19)　（略）	(16)　（略）
(20)　（略）	(17)　（略）
(21)　（略）	(18)　（略）
(22)　（略）	(19)　（略）
(23)　（略）	(20)　（略）
(24)　（略）	(21)　（略）
(25)　（略）	(22)　（略）
(26)　（略）	(23)　（略）
(27)　（略）	(24)　（略）
(28)　（略）	(25)　（略）
(29)　（略）	(26)　（略）
第11条　（略）	第11条　（略）
（削　る）	（懲戒に係る権限の濫用禁止） 第12条　児童福祉施設の長は、当該児童福祉施設に入所中の児童に対し、その福祉のために必要な懲戒を加えるときにおいて、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
第12条　（略）	第13条　（略）
第13条　（略）	第14条　（略）

備考

1　改正部分は、下線の部分である。

2　改正の欄に「（削　る）」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。

3　現行の欄に「（新　設）」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。

（明石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　明石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第３０号）の一部を次のように改正する。

改　　正	現　　行
（運営基準） 第11条　（略） ２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業の運営に当たっては、前項に定めるほか、次に掲げる事項について規則で定める基準に従わなければならない。 （１）　安全計画の策定等 （２）　自動車を運行する場合の所在の確認 （３）　（略） （４）　業務継続計画の策定等 （５）　衛生管理等 （６）　（略） （７）　（略） （８）　（略） （９）　（略） (10)　（略） (11)　（略） (12)　（略） (13)　（略） (14)　（略） 以　下　略	（運営基準） 第11条　（略） ２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業の運営に当たっては、前項に定めるほか、次に掲げる事項について規則で定める基準に従わなければならない。 （新　設） （新　設） （１）　（略） （新　設） （２）　衛生管理 （３）　（略） （４）　（略） （５）　（略） （６）　（略） （７）　（略） （８）　（略） （９）　（略） (10)　（略） (11)　（略） 以　下　略

備考

１　改正部分は、下線の部分である。

２　改正の欄に「（削　る）」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。

３　現行の欄に「（新　設）」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。

（明石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第３条　明石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第３１号）の一部を次のように改正する。

改　　正	現　　行
（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）	（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）
第９条　家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等に他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を、併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員と兼ねさせることができる。	第９条　家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等に他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を、併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員と兼ねさせることができる。ただし、保育室及び家庭的保育事業等に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に従事する職員については、この限りでない。
（削　る）	
第10条～第12条　（略）	第10条～第12条　（略）
（運営基準）	（運営基準）
第13条　（略）	第13条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業等の運営に当たっては、前２項に定めるほか、次に掲げる事項について規則で定める基準に従わなければならない。	３　家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業等の運営に当たっては、前２項に定めるほか、次に掲げる事項について規則で定める基準に従わなければならない。
（１）　安全計画の策定等	（新　設）
（２）　自動車を運行する場合の所在の確認	（新　設）
（３）　（略）	（１）　（略）
（４）　衛生管理等	（２）　衛生管理
（５）　（略）	（３）　（略）
（６）　（略）	（４）　（略）
（７）　（略）	（５）　（略）
（８）　（略）	（６）　（略）
（９）　（略）	（７）　（略）
(10)　（略）	（８）　（略）
(11)　（略）	（９）　（略）
(12)　（略）	(10)　（略）
(13)　（略）	(11)　（略）
(14)　（略）	(12)　（略）

(15)　（略） 第14条　（略） （削　る） 第15条　（略） 第16条　（略）	(13)　（略） 第14条　（略） （懲戒に係る権限の濫用禁止） 第15条　家庭的保育事業所等の長は、利用乳幼児に対し、その福祉のために必要な懲戒を加えるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 第16条　（略） 第17条　（略）

備考

1　改正部分は、下線の部分である。

2　改正の欄に「（削　る）」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。

3　現行の欄に「（新　設）」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。

（明石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第４条　明石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

改　　正	現　　行
（運営基準） 第６条　（略） ２　（略） ３　特定教育・保育提供者は、特定教育・保育施設等の運営に当たっては、前２項に定めるほか、次に掲げる事項について規則で定める基準に従わなければならない。 （１）～(19)　（略） （削　る） (20)　（略） (21)　（略） (22)　（略） (23)　（略） (24)　（略） (25)　（略） (26)　（略） (27)　（略） (28)　（略） (29)　（略） 第７条　（略） （削　る） 第８条　（略）	（運営基準） 第６条　（略） ２　（略） ３　特定教育・保育提供者は、特定教育・保育施設等の運営に当たっては、前２項に定めるほか、次に掲げる事項について規則で定める基準に従わなければならない。 （１）～(19)　（略） (20)　懲戒に係る権限の濫用防止のために必要な措置の実施 (21)　（略） (22)　（略） (23)　（略） (24)　（略） (25)　（略） (26)　（略） (27)　（略） (28)　（略） (29)　（略） (30)　（略） 第７条　（略） （懲戒に係る権限の濫用禁止） 第８条　特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第３項の規定により、その福祉のために必要な懲戒を加えるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 第９条　（略）
備考	

1　改正部分は、下線の部分である。
2　改正の欄に「（削　る）」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。
3　現行の欄に「（新　設）」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。

（明石市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第５条　明石市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２９年条例第４５号）の一部を次のように改正する。

改　　正	現　　行
（設備の基準） 第10条　（略） ２　（略） ３　こども園の設置者は、その運営上必要と認められる場合は、当該こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。 （削　る） ４　前項の規定は、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。	（設備の基準） 第10条　（略） ２　（略） ３　こども園の設置者は、その運営上必要と認められる場合は、当該こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。ただし、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所については、この限りでない。 （新　設）
第11条　（略） （職員） 第12条　（略） ２　こども園の設置者は、その運営上必要と認められる場合は、当該こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。 （削　る） ３　前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。	第11条　（略） （職員） 第12条　（略） ２　こども園の設置者は、その運営上必要と認められる場合は、当該こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。 （新　設）
第13条～第15条　（略） （削　る）	第13条～第15条　（略） （懲戒に係る権限の濫用禁止） 第16条　こども園の園長は、園児に対し、その福祉のために必要な懲戒を加えるときにおいて、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

第16条　（略）	第17条　（略）

備考

1　改正部分は、下線の部分である。

2　改正の欄に「（削　る）」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。

3　現行の欄に「（新　設）」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。

（明石市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第６条　明石市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成３０年条例第４３号）の一部を次のように改正する。

改　　正	現　　行
（運営基準） 第12条　指定障害児通所支援事業者等は、指定通所支援又は基準該当通所支援の事業の運営に当たっては、次に掲げる事項について規則で定める基準に従わなければならない。 （１）～(28)　（略） (29)　安全計画の策定等 (30)　自動車を運行する場合の所在の確認 (31)　（略） (32)　（略） (33)　（略） (34)　（略） (35)　（略） （削　る） (36)　（略） (37)　（略） (38)　（略） (39)　（略） (40)　（略） (41)　（略） (42)　（略） (43)　（略） (44)　（略） (45)　（略） (46)　（略） 以　下　略	（運営基準） 第12条　指定障害児通所支援事業者等は、指定通所支援又は基準該当通所支援の事業の運営に当たっては、次に掲げる事項について規則で定める基準に従わなければならない。 （１）～(28)　（略） （新　設） （新　設） (29)　（略） (30)　（略） (31)　（略） (32)　（略） (33)　（略） (34)　懲戒に係る権限の濫用禁止 (35)　（略） (36)　（略） (37)　（略） (38)　（略） (39)　（略） (40)　（略） (41)　（略） (42)　（略） (43)　（略） (44)　（略） (45)　（略） 以　下　略

備考

１　改正部分は、下線の部分である。

２　改正の欄に「（削　る）」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。

３　現行の欄に「（新　設）」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。

（明石市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第７条　明石市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成３０年条例第４４号）の一部を次のように改正する。

改　　正	現　　行
（運営基準） 第６条　指定障害児入所施設の設置者は、指定障害児入所施設の運営に当たっては、次に掲げる事項について規則で定める基準に従わなければならない。 （１）～(29)　（略） (30)　安全計画の策定等 (31)　自動車を運行する場合の所在の確認 (32)　（略） (33)　（略） (34)　（略） (35)　（略） (36)　（略） （削　る） (37)　（略） (38)　（略） (39)　（略） (40)　（略） (41)　（略） (42)　（略） (43)　（略） (44)　（略） (45)　（略） (46)　（略） 以　下　略	（運営基準） 第６条　指定障害児入所施設の設置者は、指定障害児入所施設の運営に当たっては、次に掲げる事項について規則で定める基準に従わなければならない。 （１）～(29)　（略） （新　設） （新　設） (30)　（略） (31)　（略） (32)　（略） (33)　（略） (34)　（略） (35)　懲戒に係る権限の濫用禁止 (36)　（略） (37)　（略） (38)　（略） (39)　（略） (40)　（略） (41)　（略） (42)　（略） (43)　（略） (44)　（略） (45)　（略） 以　下　略

備考
１　改正部分は、下線の部分である。
２　改正の欄に「（削　る）」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。
３　現行の欄に「（新　設）」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（提案理由）

本案は、児童福祉法及び児童福祉施設等の設備、運営等に関する基準について定めた各種省令の一部改正に伴い、関係条例について所要の整備を図ることにつき、条例の一部を改正しようとするものである。